

第六十一回国会 衆議院 通信委員會議録 第十号

昭和四十四年三月十九日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 井原 岸高君

理事 小淵 恵三君

理事 加藤 六月君

理事 志賀 健次郎君

理事 森本 靖君

高橋 清一郎君

古川 文吉君

早稲田 柳右門君

出席國務大臣

郵政大臣 河本 敏夫君

出席政府委員

郵政大臣官房長 瀧呂木 繁君

郵政大臣官房電 浦川 親直君

氣通信監理官

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 井田 勝造君

日本電信電話公 社理事 (計画局長) 井上 俊雄君

日本電信電話公 社理事 (施設局長) 北原 安定君

日本電信電話公 社理事 (経理局長) 中山 公平君

日本電信電話公 社営業局長 武田 輝雄君

専門員 水田 誠君

三月十九日

委員古川文吉君及び小川新一郎君辞任につき、その補欠として福家俊一君及び中野明君が議長指名で委員に選任された。

同日

委員福家俊一君辞任につき、その補欠として古川文吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十八日

簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

○井原委員長 これより会議を開きます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。加藤六月君。

○加藤六月委員 公衆電気通信法の一部を改正する法律案の質疑をやるわけでございますが、電電公社が公共企業体として発足して以来、いろいろ多くの問題等をいままでかかえておられるわけでございます。公共企業体として代表的な国鉄あるいは専売公社よりか、なぜ四年間おくれで発足したかという問題、あるいは、先に発足した国鉄あるいは専売公社の長所、短所をいかに補って電電公社が発足したかという問題等も、先輩議員が真剣に検討してこられたあと等を私は今日の段階において静かに振り返って見ておるわけでございすが、いま、たとえば同じ国会の運輸委員会ですら、いふ問題になっておるのに、国鉄のいわゆる公共性の問題と独立採算性の問題、あるいは公共負担の問題、こういうこと、また、同じく専売公社につきましても、消費税制度導入の問題等が出て

きまして、国鉄、専売公社も大きな曲がり角に来ておる、このように考えざるを得ない。特に国鉄の場合は、再建ということばが普通のようになっている。この条件等を考えまして、電電公社がはたして今後どういう方向に進んでいくかということは、国民にとっても非常に大きな関心の的であらう、こう思うわけでございます。本日はそういう観点から、非常に抽象的になると思いますが、大ざっぱにそういう線から質問していきたい、こう思う次第でございます。

まず一番最初にお尋ねしておきたいと思ひますのは、いわゆる佐藤調査会、電信電話調査会の答申というものが出来てまいりました。それから、一連のその調査会の答申に基づく動きというものが昭和四十三年度の予算編成において、あるいは昭和四十四年度の予算編成において行なわれたわけでございますが、答申が出た際に米澤総裁が、たしか米澤総裁、同じであったと思ひますが、答申を尊重して公社案をつくる、こういうような記者発表その他があったように私覚えておるわけでございます。ところが、諸般の事情で四十三年度は設備料だけになる、四十四年度はいわゆる減収にも増収にもならないということ、今回の公衆電気通信法の一部を改正する法律案というものが、いろいろな作業にいろいろな過程を通過して提出された、こう思うわけでございますが、答申の影響は今日の段階においてまだ生きておると判断してこの公衆電気通信法の一部改正案を審議すべきか、それとも、もう答申の影響をすべきか、大い判断のもとにこの法案の審議をすべきか、御答弁願ひたい、こう思う次第でございます。

○河本國務大臣 私、答申が出ました前後の様、及びそれが出来た以来のいろいろな取り扱いにつきましても、若干経過を承知しておりますが、

私は、この電話事業というものはここ数年間に非常に大きな変化を遂げておると思うのです。毎年二百万近くずつふえていっておりますし、現在進行中の五カ年計画がでますと、四十三年度に比べまして四十七年度は倍になる、こういう、いわば成長事業と申しますか、非常な勢いで発展しておる仕事であると思ひます。したがって、前回の調査会の案が出ました二、三年前の公社を取り巻く主観的なあるいは客観的な情勢と、現在の情勢はある程度変わつておると思ひます。しかし、基本的なものの考え方は、ある程度尊重していただかなければならぬと思ひますけれども、あの当時出ました数字は相当大幅に修正して考えていかなければならぬのではないかと、かように考えております。

○米澤説明員 お答えいたします。

佐藤調査会——電信電話調査会というのが正式な名前でありましたが、それから正式な答申をもらいましたのが昭和四十年九月でありまして、約三年七、八カ月前であります。その中のことを二つに分けてみますと、いま一つはおります。いわゆる第四次五カ年計画の工程、いわゆるどのくらいの範囲にやるかという問題と、もう一つは、それを達成するためにどういう手段を選ぶか、財務関係の問題、この二つに大体分けられると思ひます。その基本的な考え方というのは、その後政府がおつくりになりました経済社会発展計画に受け継がれておりまして、公社が第四次五カ年計画をつくりましたときにもその考え方の基本である。いわゆる第四次五カ年計画の工程というものは、佐藤調査会の答申、さらにそれが経済社会発展計画として出ておまして、一年のずれがございしますが、その中に受け継がれておるといふふうに考えております。

調査会が出た結果というのに対しては、先ほど大臣も言われましたが、当時の資料と、その後の日本の経済社会の発展というものと数字的にだいぶ変わっております。たとえば、調査会におきまして昭和四十四年の収入あたりを見てみますと、その後昭和四十年以降、調査会で考えましたよりもよい電話が架設されておるといふこと、あるいはまた、全体の経済の伸びが予定よりも非常に実生産が伸びたというようなことによりまして、約六百億から七百億くらい、四十四年度だけを考えましても収入が伸びておる、こういうようなことがありますので、数字においては相当変わっております。しかし、残っております基本的な問題、たとえば、今回は基本料の増額、そのかわり近距離を下げるということのプラスマイナス・ゼロということになっておりますが、昨年法案を通していただきました設備料を上げるということ、これは佐藤調査会そのものをやった次第であります。残っておりますものは電報とそれから度数料の問題であります。これは今後の収入の状況等を見まして逐次やっていきたいというふうに考えております。

○加藤(六)委員 大臣も総裁も答申の線ということと確認しておいでであります。まず、総裁に申し上げておきたいと思うわけですが、調査会に電電公社から提出された資料でいきますと、昭和四十二年度は九十億の赤字になる、四十三年度は四百億の大幅赤字が出るというようになことを見込みとして出しておられる。ところが、実際の決算を見させていただきますと、昭和四十二年度の決算で事業内利益として二百四十四億、事業外利益が七億減って合計で二百三十七億の黒字が出ておる。また四十三年度の場合には四百億の赤字が出るということでありますが、これは予算査定過程において六十一億の黒字が出る、こういうようにされておる。四十三年度はまだ決算が出ていないのでわかりませんが、四十二年度の場合には決算でたっぷり出た。四十三年度の場合にはこういう査定であった。四十四年度においても

同じようなことが繰り返されてきた。これは私に前に副総裁に党の部会とときに一度お尋ねしたことがございますが、副総裁は六千七百億から七千億の事業収支の中で〇・五％あるいは一％の誤差というものは、その時代その時代、そのときにおける契機とかいろいろの問題等があつて出るんだ、こういう御説明をいただいたことを覚えておるわけでありまして、もちろん副総裁の御説明、われわれは十分納得もする反面、いま総裁がおっしゃいました若干の数字の訂正ということだけではどうもびんとこない何ものがある。これは、もちろん予算編成の過程においていろいろの公社側も不十分ながら泣く泣く従わされた、あるいは内部をしばり出されたという問題等が出てくるのではないかと、こう思うわけですが、これは大臣にひとつお聞きしたいと思うわけです。

以上のような経過があるわけですが、先ほど私が冒頭に国鉄の問題を出したわけですが、国鉄もいまよりよく再建ということばで、真剣にいわれる三本柱を立てて再建しようとしております。過去を詳しく調べてみますと、しばしば何とかなるんだ、いじめれば何とかなるんだというような問題等で今日国鉄をここまで追い込んできたのではないかと、私は、ほかに多くの理由があると思ひますが、このように判断しております。私が議員になって、四十二年、四十三年、四十四年の予算編成というのに関与してまいりました。いろいろ勉強してきた過程において、しばしばしほるほどというのが電電公社に当てはまるか当てはまらないかはちよつと大ざっぱな議論になるわけでございますが、思想的には若干そういうものがあるかないかというのが一点。第二点としては、ここ数年いわゆる公共料金の値上げということで非常にむずかしくなった、そういうことで、政府としてはなるべく公共料金は上げないようになり、という立場で、いろいろなことで内部操作をさしたり、予算査定するときにおいて相当きついで態度等に出たのではないかと考えられるわけですが、私は、電電公社を第二の国鉄にしてはなら

ないというのが持論でございますが、大臣はこれについてどういうお考えをお持ちであるか承りたい、こう思うわけでございます。

○河本國務大臣 私も電電公社を第二の国鉄にしてはいけないというその基本的な考え方は、全く同感であります。ただし、国鉄の状況と電電の状態を見ますと、相当違つておると思うのです。国鉄は赤字路線を非常にたくさんかかえておりました。赤字の分野が圧倒的に多い、利益のあがる分野が非常に少ない。ところが電電の場合には、先ほど申し上げましたように、電話事業というものは成長事業である、電報は斜陽事業でございます。たいへんな赤字でございますが、これの占めるパーセンテージはあまり大きくない、こういうことを考えますと、国鉄の経営と電電の経営は、そういう点で根本的に違つておると思ひます。そういうこともありますので、先ほど来の御指摘のように、ここ数年、赤字になると思つておつた予算が、決算を見ると黒字になった、こういう見込み違いも出てきたのは、そういうところから理由があるのではないかと私は考えておるわけでございます。四十三年度の決算はまだどういふ数字が出るかわかりませんが、これも赤字は出ない、こう思ひます。四十四年度の決算、これもさほど悪い決算ではない、こういうふうにお考えしております。ただし、国鉄の状況とはだいぶ違つておるのです。ただし、将来公社としてどうしても解決しなければならぬ問題が二、三ございまして、それをほうっておきますと将来大きなガンになるかと思ひます。ですから、これはどうしても急いで解決しなければならぬと思ひます。たとえば、設備料のごときは昨年アップいたしましたけれども、これもはたしていまのままでいいのかどうか、こういう問題、あるいは電報料金の問題、こういう問題は早急に再検討しなければならぬ問題だと私は考えております。

○加藤(六)委員 私、いま大臣がおっしゃった将来のガンに電電公社のいまの立場としてだんだんなるだろうということにつきまして勉強をしておる一人でございますが、先ほど大臣がおっしゃいました国鉄の場合は、もちろんそういう点があるのではないと思ひます。国鉄の場合は、いわゆる赤字路線、それとシェアの低下、自動車とかトラックとか航空機とか、いろいろのなによりまして、国鉄のわが国輸送業界における独占体制というものはくずれてきておる、あるいはまた、その反面にいわゆる公共負担が本年度も六百十億前後ある、累積公共負担金額というのを一兆円ほど国鉄は持つておる、こういうところが電電公社と国鉄の非常な違い、また、ある面では二十円の切符を売つても、これにはさきを入れる人と受ける人が国鉄には要る、電電公社の場合は電話をつかして、あとは料金の集金もほとんど要らないといういろいろな問題で、同じ公共企業体としても、性質上から見た場合の違いというのは十分認めるわけでございます。ただ、私たちが電電公社の最近の数字というのを見ますと、非常にだ寒い思いがしてくるわけです。

それはことし出されたサービスのこの表一つ見ましても、たとえば二十七箇の事業収支の中の収支差額というものが、四十二年度は二百四十四億円、四十三年度は六十一億円、四十四年度は二百四億円というように、最盛期には六百四十二億円、六百二十一億円、こういう数字を出しておつたものが、ここ四十二、三年ごろから、赤字にこそならないとしても、急激に収支の差額というものが小さくなつてきておる。こういう数字、また財務指標を見ますと、いろいろな参考資料を出されておりますが、いわゆる企業収益率というのを見ますと、いいときには昭和三十四年、三十五年の一・一％あるいは一・〇％、三十六年の一・〇・三％というところがございますが、四十二年、四十二年は四・六％、四・八％台に落ちてきておる。こういうことから、一体、いま大臣がおっしゃいました将来の電電公社の発展、国民のためのいわゆる公衆電気通信法第一条の目的に沿つて電電公社が事業をやつていく場合のガンは何だろうか、こういうことになるわけございま

して、大臣がおっしゃいました設備料の問題はこのままでいいのか、あるいは、電報の問題はこのままでいいのかというガンもあるわけでございまして、ひとつはこら辺につきましては、将来にわたって大いに郵政省、電電公社並びにわれわれ国会議員が検討していかなくてはならぬ問題ではないか、こう思う次第でございします。

その次に、ちょっと話を飛ばしまして、新国土総合開発計画というものが、いま昭和六十年を目途として、昭和六十年のわが国のあるべき姿というところを中心に、経済企画庁を中心に作業が非常に進んでおるようでございまして、われわれもこれについては一生懸命勉強をいたしておる一人でございます。これはどなたの答弁でもよろしゅうございしますが、郵政省、電電公社というのは、どの程度この計画に今日まで参画されておられるかということをお聞きしたい、こう思います。

○井上説明員 お答え申し上げます。

郵政省を経由いたしまして経済企画庁のほうに、求められた資料は提出いたしております。それから一次案、二次案、三次案、現在四次案、その過程におきまして、経済企画庁のほうで整理されました案につきまして、郵政省を経由して意見を求められる、そういう過程をずっと繰り返して、一体となつてやっております。

○加藤(六)委員 新国総の根幹をなすものは交通通信体系であるということで、われわれもこの新国総に対して非常に期待いたしておるわけですが、いままで発表されたものについては、通信というところはあまり出てきていない、交通という問題が非常に強く出てきている。特に、新幹線と言ったら語弊がありますが、高速鉄道と高速道路の問題を中心にかけている、そのもう一本の大きな骨幹でありますところの通信という問題は、もうささやかにしか出てきていない。これは私は郵政省、電電公社が、いまの答弁を承りますと、資料要求があったら出すという程度で、積極的にこの中に参画して、昭和六十年を目途とするところのわが国のあるべき姿、その骨幹をなす交通通信体

系というのに対して少し消極的ではないか、こう思うのですが、もう一度局長の御答弁をお伺いします。

○井上説明員 公社といたしましては、経済企画庁に現在五名を出向しております。その五名の者が新国総の作業に加わっております。その者が一体となつて仕事をやっております。そして、具体的ないろいろな案が出てまいりましたり考え方が出てまいりますと、すぐそこで打ち合わせをする、それから、こちらのほうから、たとえば、具体的に申し上げますと、四次試案と三次試案とではまたニュアンスが変わつてきております。その中で、たとえば今度は全国土にわたる通信網という概念を、国土開発の新骨格の建設というところに明示されておりますが、その中の構成内容等につきましても、まあ変な言い方でございしますけれども、作文の過程から十分御意見を申し上げますけれども、こういうこととございまして、決して消極的ではないと思ひます。

○加藤(六)委員 四十二年四月に電電公社で発表されました「十年後の電信電話ビジョン」というのがありますね。これと、おたくが経済企画庁に出されているいろいろ討論されておるのと内容に違ひがありますかありませんか。

○井上説明員 新国総は、これは六十年のわが国経済社会の進むべき道であり、国土を地域に対応して最も有効に発展させていくビジョンであり、その方策を述べたものでございまして、いわば約二十年後の……(加藤(六)委員「十六年」と呼ぶ)現在からは十六年でございします。公社の十年後のビジョンと申しますのは、これは過程の段階に入るべきものである、こういうふうな考えでございまして、全国総の、たとえば全国どこでもだれでも電話ならば自由に使えるというふうなもの、公社の考へておられます十年後のビジョンというものは全然インデペンデントなものではなくて、二十年後の新国総の計画目標とは大体合つておる、こういうことであります。

○加藤(六)委員 そういうことをおっしゃいます

と、第四次五カ年計画の完了、それに引き続いて第五次にやるのかやらぬのかという問題から入って、おたくの出されておる十年後のビジョンと経済企画庁でやっておられるとの間について、一つづつこまかいことをあげておらなければならなくなるので、そこはこの程度にいたしておきますが、いまちょっと言われましたね。いわゆる昭和六十年を目途としての通信のあり方でおっしゃいましたが、しからばそのときには、昭和六十年に、まず一点は、完全に自動化できているのです。第二点は、そのときにおける住宅用電話というものは事務用に對して何%になつておるか。その二点だけをちょっとここで承つておきたい、こう思います。

○井上説明員 経済企画庁のほうという作業の過程で意見を交換しつつあるわけでございしますが、公社の事務案としての昭和六十年度におけるサービス整備水準、これにつきましては、全世帯には全部住宅電話がつくという状態を想定しております。それから自動化は、これはほとんど全部完了するということであります。そうして、そのときの総電話を約四十八百万と見込んでおりました、そのうち住宅電話が三千二百万、そういうふうな想定しております。(「夢のような話だ」と呼ぶ者あり)

○加藤(六)委員 まあ夢のような話というなにかありましたので、これはそれではこの程度にしまして、いずれまた機会を得て質問させていただきます、こう思ひますが、少し内容に立ち至つて質問させていただきます、こう思ひます。

このいただきました法律案参考資料というのがございしますが、「この改正を必要とする理由」というものの中に「利用者の料金負担の適正化を図るため」、これが改正を必要とする非常に大きな理由だろう、こう思うわけでございしますが、いままで、前の料金改定のとときは、合理化をはかる必要があるというような改正案のいわゆる提案理由の説明があったわけでございします。まず、われわれがこの公衆電気通信法の第一条を見ますと、

「日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社は迅速且つ確実な公衆電気通信業務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを旨とする。」(こういふことになつておるわけですが、今回の改正案というものは、この目的の中における合理的な料金ということを出されておるのですか、単に、この提案理由の説明のとおり適正化をはかるために出されたのか、この点についてまず承りたい、こう思ひます。

○武田説明員 現在の電信電話料金は、非常に古い時代に、しかも加入者数が少なく、そしてサービスの劣悪でありました時代、しかも加入者がほとんど事務用加入が中心でありました時代に設置されましたもので、その後大きな変革を経ることなく、単に倍率的に上げてまいつて今日に至つております。しかしながら、戦前の最高は百万加入でございましたけれども、今日すでに一千万加入を突破し、また、市外通話のサービスもずいぶん向上し、ほとんど即時化し自動化される、また、加入者も住宅用加入がほとんどふえ、国民生活、経済生活に浸透してまいつていふような状態でございます。したがって、電話の利用態様の面並びに技術の進歩、そういう面に対応するため、電信電話料金全般にわたつて合理化、改定をはかる必要があると思ひます。そうすることが公衆電気通信法の第一条という合理化ということになるかと思うわけでございします。そういう意味におきまして、基本料体系、市外通話料体系並びに電報料金全般にわたつて合理化をはかる必要がある、こういうことでございします。したがって、公社といたしましては、四十四年度予算概算におきましては、不十分でありますけれども、料金全般にわたる合理化をお願いいたしておつたわけでございします。

しかしながら四十四年度は、政府の強い物価抑制政策の方針が打ち出されましたので、今回は改正を必要とする理由として、御指摘のございましたように、生活圏の拡大に伴ひまして度数料と近

郊市外通話料との格差の是正を要望される声が非常に強うございます。したがって、これを行ないますことと、その反面、増収にならない範囲内におきまして基本料体系の一部合理化を実施するということにいたしました。料金を負担の適正化をはかる、こういったしめたのは、現在基本料につきまして大局と小局との間に格差がございます。それから料金水準も非常に低くございまして、また、事務、住宅の別がございまして、度敷料金制というものは、もとより事務、住宅の別を設ける必要のないものだと思います。その三本の柱の中で、今回は消費者物価に影響を及ぼさないということで、料金水準の若干の引き上げと、そして大局小局間の格差の是正ということでもって幾らか適正化に近づける、こういうことにいたしました次第でございます。

○加藤(六)委員 格差の是正、大局と小局との間の問題、これはあとから実は触れようと思ったのですが、いま最後に武田局長がおっしゃった適正化だ、全部合理化にはなっていない、こういうお話でございます。われわれもこの経過をいささか知っておるわけですが、これは増収にも減収にもならぬ範囲内での適正化、このように判断してよろしいわけですか。

○武田説明員 そのとおりでございます。

○加藤(六)委員 そこで非常な苦勞があった、こう思うわけでございます。その苦勞があつてこういう案がでた上であつたのではないかと。郵政省や公社の皆さま方の苦勞というのは非常なものであつたらう。増収にも減収にもならぬ数字をはき出すというの、これは手品師がやらないうとなかなかできない。ところがそれを、それこそ合理的に説明するために適正化ということをお使いになつたのではないかと。これはへたな勘ぐりかも知れませんが、私は、合理化ということばをお使いになつておられるのだつたら、たとえば電報料金問題等をひきつけて相当食ひつかなくてはならぬのじゃないかと思つたのですが、適正化というこ

とばで逃げられた。第一条の目的の「合理的な」というところからいいますと、非常に中途はんばじやないかと思つておるわけですが。

しからば、適正化という問題と合理化という問題については議論があるわけですが、これは他日に譲りまして、実は増収にも減収にもならぬといふところに苦勞されたといふことで、この点が当委員会においても今後相当議論になるところではないか、私こう思つておるわけですが。

そこで、昭和三十六年三月の料金改正のときの審議の速記録をいろいろ読みましていただくと、先輩の議員が真剣にその問題について議論されておる。あのとき政府は、三十億円ぐらゐの減収になるという説明をされた。野党のある党あるいはある議員の方々は、減収ではない、増収になる——もちろん、いろいろな根拠からそういう説明をされておりました。

そこで私としては、昭和三十六年三月、四月、五月ごろにおける当委員会の議論と現実の決算の結果がどうなつたかということについて非常に興味を持つたわけでございます。政府は三十億の減収と言つておられましたが、実際の決算の結果はどうなつたかといふことを、数字でちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○中山説明員 お答え申し上げます。

御指摘の先般の改正におきまして影響額でございますけれども、これは景気の変動の要素と体系の改定によるものとが重なつておつたと思ひます。からこの分計はなかなか困難でございますが、その年度におきましては、予算に比しまして百三十億円の減収を生じております。

○加藤(六)委員 そうしますと、いま局長は数字の出し方が非常にむずかしかつたといふこと等もおっしゃつたのですが、現実には百三十億といふ、簡単に言うに減収の数字が出てきた。ということになりますと、ちやうちんを持つわけじやございせんが、政府側の言つておつたほうが正しかつた、こういう判断ができるのではないかと思つたわけですが、今回の増収にも減収にもならぬといふことについて、いろいろな作業をされ、御苦勞があつたのではないかと先ほど申し上げましたけれども、簡単に御答弁願ひたいと思ひます。が、今回の改正の中で減収になる分と増収になる分とのそれぞれの科目に分けての数字を承りたいと思ひます。

○中山説明員 昭和四十四年度の予算案にこれが載つておるわけでございますけれども、四十四年度で申し上げますならば、近郊の市外通話料の値下げ、こういうことによりまして減収額が、十月一日からでございますが、総額で百三十六億円といふことになっております。それに区域外設置の公衆電話の加算額廃止で四億円、それから特別加入区域の付加使用料の廃止で六億円、これだけの減収が出てまいりまして、減収合計額は百四十六億円でございます。それに対して、基本料の是正によりまして百四十六億円の増収、これでプラスマイナス増減収なし、こういうことに相なつております。

○加藤(六)委員 そこで、まず増収の問題でありまして、基本料の關係からお伺ひしたいと思つたわけですが、電信電話調査会、すなわち佐藤調査会というのが俗稱のようでございますが、この答申を読みますと、資本費用の半額程度をまかなえるような基本料にしろといふこと、あるいは、基本料の固定的收入による比率を高めて経営の安定といふことをはつきりさせなくちゃならない、こういうようなこと等があつたので、電電公社の勘定科目に基本料といふのは一体どこに書いてあるんだらうか、ずいぶんさがしてみたのであります。ところが、私の見たところ、収入の中には基本料という字は出てこないわけなんです、あるいはこれが目のあたりにあるのかどうかわかりませんが、この基本料といふのは、どの項に入り、そして四十四年度はどの程度入つておるかといふことをまず承りたいと思ひます。

○中山説明員 御指摘の基本料でございますが、予算の収入科目といたしましては「電話使用料」の中に入つておりまして、定額使用料、PBXの使用料、こういうものと合せてまして電話使用料幾ら幾らと、こういうふうに計上されております。

そこで、いまの電話使用料でございますけれども、四十四年度といたしましては、予算案におきましては千三百六十二億円というものが計上されております。この中で基本料は一千二百二十七億円、こういうことに相なつております。

○加藤(六)委員 この基本料の問題はこれからちよつと突っ込んでいかなければいかぬと思つたのですが、総裁、一体基本料といふのはどんな性質の料金であり、どのようにお考えになつておるわけですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

料金体系におきまして、電話を持つておられる方から定期的に毎月きまつていただくものが基本料でありまして、電話の固定な費用が大体これに該当しているといふふうに考えておるわけでありまして、ただしかし、公社といたしましては、総合価値主義で料金ができておりますので、完全にこれに該当するといふものではないわけでありまして、考え方としていたしまして、固定な経費といふものをいただく費用といふふうに考えております。

○加藤(六)委員 大臣には、もう質問ございませうから、御都合があれば、どうぞお引き取りいただいてけっこうであります。

しからば一体、固定の経費、固定の費用といふのは、一加入電話当たり大体どの程度の費用となつておるわけですか。

○武田説明員 電話の施設費は、加入者宅内の電話機から電話局に行きます線と、あるいは電話局内に加入者のために設置されておりますラインスイッチあるいは度敷計、それからいろいろの交換設備、それから市外線あるいは中継線と、非常に複雑になつております。したがって、何が固定の経費であるかといふことを分計するといふことは非常にむずかしいこととございまして、外国におきましては、諸々議論のあるところで定説が

ないと承知いたしております。

そこで、固定経費という考えに立つて見ました場合に、二つの見方があるかと思ひます。一つの見方は、要するに、電話の使用の多寡にかかわらず絶対的に要する経費というふうに見ますと、いわゆる資本費用、利子、減価償却費という見方が成り立つと思ひます。

それで、その利子と減価償却費という見方でまゐりますれば、大体一加入者当たり二千六百円というのが実情でございます。それから、もし原価発生部門ごとに分けてみました場合に、どの部分が固定経費で、どの部分が変動経費かということに非常にむづかしいわけでございます。かりに電話機とかあるいは線路とか度設計とか、あるいは加入者のためのラインスイッチといったようなものは、その加入者が使われても使わなくても要する金だ、そしてコネクタとかセクターとかいったような交換部門あるいは市外線路の部門、こういうものは変動費用だというふうに考えてまいりますと、大体千八百円程度ではないかというふうに考えております。

○加藤(六)委員 見方が二通りあるわけですね。その見方によって二千六百円と千八百円になる。見方というなら語弊がありますが、いわゆる経理上の操作の上から、仕分けの上からあるいは経営分析の上から見た場合にそのようになる、こう思ふわけですね。

〔委員長退席、亀岡委員長代理着席〕

私が調べました数字によりますと、基本料の平均額は、大体現在取っておるのが七百三十円前後になる、そのうち事務用八百円、住宅用五百七十円、今回改定すると平均が九百五十円になる、それで事務用は千六十円になる、住宅用は七百二十円になる、このように聞いておるわけですが、この数字は間違ひございませんか。

○武田説明員 現時点において間違ひございません。

○加藤(六)委員 そうすると、一番最初にこの基本料の問題でお伺いしましたが、昭和四十四年度

で大体千二百二十七億円だ、こういうようにさっき説明がありましたね。いま一千一百万台電話はあるようでございますが、かりにこれを一千万台として計算していった場合に、資本費用の出し方でいいますと、大体一億二千六百円のものがかかる、そうすると、固定費用といひますか、資本費用は、一千万台で二千六百円といひますと二百六十億円ですね。いままでの基本料の平均額が七百三十円ということになりますと、いままでは、改定前は七十三億円になりますね。七百三十円掛ける一千万で七十三億円になる。改定後は平均九百五十円ということになりますと九十五億円、こういうふうになりますね。そうすると、この程度のことで、まあ基本料金の性質の問題があります、いわゆる調査会がいわれておる半額程度、あるいは固定収入の占める比率を多くせよというこの二つの問題があるのですが、この線に近づいていくとお考えですか、お考えでないですか。

○武田説明員 おっしゃいましたように、今回のように基本料を上げましたも、基本料が四十四年度予算の中に占めております収入割合というものは一・一％にすぎません。基本料だけでございしますが、一・一％にすぎません。定額使用料を含めまして一・二・七％でございます。

それで、いま御指摘のございましたように、今回上げましたも、基本料の加入者当たり収入と資本費用との間には三分の一といったような大きな格差があるわけでございます。また、諸外国の例を見てみましても、事業収入の中におきます固定収入といひますか、月々きまつて入つてまいります収入が全収入に占める比率は、アメリカが六〇％、イギリス、西ドイツが四〇％ということになっております。したがひまして、電話料金のようなものを個別原価をはじいて個別原価どりの料金にするということとはなかなかむづかしいことであるかもしれませんけれども、やはり受益者負担といふことの原則に立つていかないと、負担の公平もはかれませんが、また事業の発展もはかれな、それが日本経済なり国民生活の向上のためにもならないと思ひますので、今回の改定案

は、現時点においてはやむを得ないのでありますけれども、あるべき姿から見れば不十分なものだと思ひます。特に事務、住宅の格差も置いてございしますし、あるべき姿から見れば不十分な案だといふふうにお考えしております。

○加藤(六)委員 そうすると、先ほど河本郵政大臣がおっしゃった将来の電電公社のガンになるものの中に、今回の基本料の適正化という問題等も、やはり一つの公社経営という面から見ていきますと、今回だけでは不十分であつて、将来にわたつてなおかつ検討していかなくてはならないという、ガンではなくして検討する事項に入れるわけですか、入れぬわけですか。これは監理官のほうで御答弁願つておきましよう。

○浦川政府委員 武田局長が先ほど御説明いたしましたように、料金収入のうちの基本料、度数料、通話料というふうなものがございしますが、これを総収入のうちでいかに配分していくか、そして総収入と総支出をバランスさせていくかという問題でございしますが、基本料はやはり固定支出、これにできるだけ見合つたものにしていく、そして度数料をもつて、その使用度数に応じた料金を取つて、そして総体的にカバーしていくということがございしますが、すべての固定費をこの基本料で取つていくということも必ずしも妥当でない、しかしながら、一方、収入の安定をはかる、要するに経済変動に対して強く経営を安定させていくという立場から申しますと、なるだけ月々の固定収入をふやしていったほうがよろしいというところで、実際にこれをどういうふうにするかという絶対的なきめ手というものはございせん。しかしながら、現在基本料、固定的な月々の収入の総収入に占める割合から申しますと、定額使用料を含めまして一五・五％というところでございします。やはりこれは外国の例を見ましても、ドイツあたりでも四〇％を占めておるといふことから見まして将来の検討課題にならざるを得ない、こういうふうには私も考えておる次第でございます。

○加藤(六)委員 何かや承りたいことがあるのですが、だいたい時間もたつておるのでちょっとスビッドアップしますから、答弁もひとつ簡明瞭にお願ひしたい、こう思ひます。

次にお伺ひしますのは、基本料には事務用と住宅用という区別があるわけですが、これは一体どういう理由でできたのかというのが一点。その次は、今日なおこの区別は必要であると考えてこういう案を出されておるのだらうと思ひますが、私はこの理由は非常に薄弱ではないか。もちろんこの基本料をこの国会へ提出するまでのいろいろな経過等、われわれ存しておるわけですが、この二点、事務用、住宅用の区別はどういう理由でできたのか、今日なおこの区別は必要であるのかどうか、これを簡明瞭にお答え願ひたい、こう思ひます。

○武田説明員 基本料におきます事務用、住宅用の区別は、わが国では戦前はございせん。これが設けられましたのは昭和二十四年の四月からでございます。これは主としてアメリカの示唆によるものだとおぼしうに記憶しております。

諸外国の例でございしますけれども、アメリカは事務、住宅用の別を設けております。しかしながらアメリカの基本料は非常に高うございまして、ニューヨークの場合ですと、円に直しまして事務用が三千二百四十円、住宅用が二千円というふうになり、住宅用でも非常に高い。ヨーロッパ各国は多くの国は事務、住宅の別を設けておりません。

そこで、元来度数料金制といひますのは、使用度数の多寡によりまして度数料ないしは市外通話料が課されるわけでございますから、この制度そのものの本質から言へば、事務、住宅の別は設けるべきものでないといふふうにお考えしております。

○加藤(六)委員 私はこの事務、住宅用の区別といふことに非常に問題を持っておる一人でございますが、この議論は後日に譲るとしまして、次に級局別に基本料の額に段階を設けておるわけでご

ざいですが、この理由と根拠について承りたい、
こう思います。

○武田説明員 級局制度を採用いたしましたのは
たしか大正五年であります。それ以前は都市ごと
に料金額をきめておったわけでございます。大正
五年に設けまして、最高を一万というふうにい
したわけでございます。その後、加入者数がど
んどんふえてまいりますに従いまして、最高一
万を二万にし、五万にし、十万にしというふう
にして、どんどんふやしてまいったのが実情でござ
います。そういうように、全体の加入者数あるい
は都市の加入者数がふえるに従いまして段階をこ
ういうふうにしてまいったわけでございまして、
けれども、現在では十四段階というふうになっ
ておるわけでございまして、大層と小局との間
に、費用の面から見ますとそれほどの差がない
わけでございまして、昔は市外通話もほとんど
で、その町自体が一つの電話網としても孤立し
たような形のものでございまして、費用のほかに
効用というものに着目して段階を設けたと思
うわけでございまして、しかしながら、今日
自動即時もずいぶん進みまして、効用としては
大都市小都市の格差も縮まってきたと思いま
す、また、経費の面から申しまして、いまのよ
うなことでございまして、それから戦前最高百
万でございまして、いまは一年間でこの倍近い
電話をつけるというふうなことでございまして、
一年間に八百局くらいの級局改定を行なわざ
らぬ、い、それでは加入者にとっても非常に
迷惑なことだと思えます。したがって、そうい
うふうな実情並びに経費、それから諸外国にお
ききましても、アメリカは若干多いけれども、
ヨーロッパでは五段階くらいが一番多いわけ
でございます。したがって、設備の態様に着目
いたしまして、いまお願いいたしておりますよう
な五段階にいたしたわけでございまして。

○加藤(六)委員 先のことまで御答弁願ったわけ
ですが、この表だけを見ますと、基本料の現行
改正案の比較を見ますと、非常に小局が値上

が激しいような印象を持つわけですが、大層は
値上りはない。旧級局によりまして、三百万以
上の十四級局はほとんど値上りがないが、該
局がないということになっておりまして、十三
級局に東京がある。東京の場合は現行で千二百
円であるのが千三百円ということ、ほとんど値
上りがない。ところが、この表だけを見ますと、
一級局二十五未満というの、これは該局なしと
なっておりますが、二百以上四百未満の四級局
でございます、現行が事務用の場合三百八十
円が七百元になって、非常に値上がり大きい
印象を持つわけですね。ところが局数というの
が出ておまして、旧の四級局は七局、旧五級
局は三十七局、これが三百八十円、四百四十
円のもの、それぞれ七百元になっておるよう
ですが、この一級局に今後該当する加入者数
というものはどの程度の数字になるわけです
か。新改正後の一級局になる局数は、七と三
十七を足した四十四とここに

出しておりますが、加入者数はどれくらいで
すか。
○武田説明員 四十二年度末で現在の五級局
まで新一級局で、一万二千加入でございま
す。
○加藤(六)委員 一万二千の人は非常にマイ
ナスの面をこらざるわけですが、先ほど十四級
局から五級局に直す問題については御答弁が
ございましたが、新一級局、二級局、三級局、
四級局、五級局の基本料の額は、どういう根
拠で決定されたわけですか。

○武田説明員 先ほど申し上げましたように、
資本費用の一加入者当たりが大体二千六百
円でございます。したがって、新五級局にお
きまして少なくともその半額程度のものは回
収をいたしたい、それから新しい一級局にお
きましてその四分の一程度のものは回収いた
したい、こういうふうな考えのもとに、事務
用につきましては、事務用と同じというふう
にしたいと考えたわけでございまして、政府
の強い物価政策のために現在の三割の格差を
存置せざるを得なかったというわけでござい
ます。

○加藤(六)委員 増収の分野については、また
くさんあとから野党の皆さんがいろいろ御
質問になるだろうと思っておりますので、減
収のほうについて大急ぎで質問させていただきます
と思っております。
いままでいわゆる市内、準市内、市外とい
う通話料金体系というものがあつたのを新
しく近郊通話というものを設け、いろいろ減
収に努力していただいておりますが、昭和三十
六年の改正のときにも相当議論されておた
と思うのですが、単位料金区域の問題でござ
います。
この単位料金区域の設定基準というものが
議論されておたと思うのですが、公衆電
気通信法施行規則の第四条の四に「単位料
金区域の設定基準」といふのが書いてござ
います。そうして一、二、三という方法で
おきめになっておるようでございますが、た
とえば、一、「単位料金区域は、一、二、三
の区域ごとに、その地域の社会的経済的の諸
条件、地勢及び行政区画を考慮して通話の
交流上おむね一体と認められる緊密な関係
にある地域からなるものであること。二、「全
国の単位料金区域の数は五百以上六百未
満とする」といふような基準があるわけな
んですが、どうもわれわれははっきりしない
わけなんです。この設定基準といふものにつ
いて、もう少し具体的に御説明願いたいとい
うこと、それから現在単位料金区域は幾ら
あるかという二点を承りたいと思いま
す。

○武田説明員 単位料金区域はいまおし
やいまして、先ほど申し上げましたように、
料金額の持ちます意味は、同一の単位料金
区域の通話は準市内通話とされるというこ
と、それから単位料金区域の中心となる距
離によって市外通話料金が課せられるとい
う二つの意味でございます。それで、いま御
指摘のございましたように、郵政省令で定め
られておまして、それに従って公社として
設定をいたしております。現在設定されて
おります単位料金区域の数は五百六十二
でございます。

○加藤(六)委員 この区域というものは、今後
状況の変化あるいは過密と過疎の進行状態、
そういうものによって、統合あるいは逆に分
離、こういうことはお考えになっておられま
すか、なっておりますか。

○武田説明員 単位料金区域は、その区
域内の通話が準市内通話となる区域であり
ますとともに、この単位料金区域を中心とし
て全国にわたります市外通話料金が設定さ
れることになっております。したがって、こ
れは、一方においては悪いところがあるとい
うことが、一方においては悪いところがある
といふこと、生活圏の拡大に伴います格差
が出るといふことは非常に悪いことである
と思つて、そういう意味で、単位料金区域
であるいは準市内通話のほかに、その外側
にそれ準ずるものを作るといふことでござ
います。ただいま単位料金区域そのものを
変更するといふことは考えておらないわけ
でございます。

○加藤(六)委員 そこで次に伺いますが、この
郵政省からいただいた資料の中に地図が入
っている。この地図から見て、まず数字を
御提示願いたいのですが、単位料金区域
の中のG、F、E、H、これらの加入者数
とこの隣にある清瀬、武蔵野、三鷹、調布
の単位料金区域の加入者数、それから登
戸、日吉、川崎、この方面にありま
す。単位料金区域の加入者数、これだけの
ものをちょっと数字で御提示願いたいと思
います。

○武田説明員 まずGでございますが、Gは
四十年十二月で大体七万八千くらいと考
えております。それからFは草加でござ
います。約三万、Dは柏でござい
ます。約二万、Eは市川は約六万二千
でございます。それから武蔵野、三鷹、調
布につきましましては、御提示いたしま
す。

○加藤(六)委員 今回減収になる準市内、近郊
通話、この二つの問題について先ほど大臣並びに総

が、いまして、五加入の申し込みがあったときに十

対ケーブルを張ったときは、その十対分の負担を

していただいて、そしてあとから入ってこられる方につきましては、一年を経過するごとに二割を引いた額を負担していただいて、それを当初負担された方に返していくというようなことでございまして、過重負担にもなっておりまして、負担の公平を欠くという点もありますし、もう一つは、公社といたしまして、将来そこにもっと消費需要が出るので、もっと大きなケーブルを経済的に張っておきたいというようなことも、加入者の負担の面からできないということでございますので、今回は線路のあるなしにかかわらず一定の金額をいただくということにしたわけでございます。そこで、百メートル幾らにするかというところにつきましては、従来の実績、それから今後の計画等をよく勘案しながら決定をしまして、郵政大臣の認可を受けたと思っております。具体的な金額は、単金はいまきめておらないわけでありす。

○加藤(二)委員 具体的な単金はきめていないということになりますと、またいろいろ議論等も出ると思ひますので、私に対する答弁はよろしゅうございしますが、大体おおよその、このくらの単金になるということだけはひとつ早急に検討しておいていただきたい、こう思うわけでございす。

はかに、私、今回の改正を見まして、たとえば公衆電話の長話を防止するために三分打ち切り制をやる、ところが、これは特定の場所、特定の電話に対してだけやる、あとはいままでどおりだということ等で、どうも不平等のような気もしましたり何かするわけですが、この問題は、ある公衆電話は三分で打ち切られる、ある公衆電話は三分で打ち切れないということ等は、技術的な問題あるいはそれぞれの設置場所の条件等でいろいろ出てくると思うのですが、こういうことはいろいろあとから出てくる問題であらうと思ひますので、三分で打ち切る公衆電話は大体何万個で、どういう場所を予定しておるかということだけを御

説明していただきたいと思ひます。

○米澤説明員 ただいま加藤委員から御質問ございました。いまわゆる公衆電話というものにつきましては、過渡的な問題は別といたしまして、これは全部三分で打ち切ることにしております。ただ、特別な場合がありますと、たとえば農村公衆電話にぶら下がっておりますと、それに一般加入電話が入っておりますものと、あるいは電話局の窓口にあるものとか、そういう業務的に、あるいはまた施設の非常に特殊なものだけを除くということでありまして、いわゆる赤電話、青電話と称するものは全部切るといふふうに考えております。

○加藤(二)委員 わかりました。以上、いろいろ質問させていただきましたが、今回の適正化と申し上げますか、合理化はぜひ実現していただきまして、電電公社が第二の国鉄にならないように、郵政省も電電公社の皆さんも、また国会のわれわれも努力することを申させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。
○井原政府委員 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十五分散会